

職員採用試験

令和元年度町職員採用試験のお知らせ

一般職事務員などを採用予定

- 試験職種および採用予定人員
- ① 高等学校卒業程度
 - ・ 一般事務 3人程度
 - ・ 土木 1人程度
 - ・ 建築 1人程度

【受験資格】

平成5年4月2日～平成14年4月1日に生まれた者

② 資格免許職

- ・ 介護支援専門員 1人程度

【受験資格】

昭和49年4月2日以降に生まれた者で、有効期間満了日を迎えていない介護支援専門員証を有する者（令和2年3月までに取得見込みの者を含む）

③ 民間企業等職務経験者

- ・ 一般事務 3人程度

【受験資格】

昭和49年4月2日～平成5年4月1日に生まれた者で、民間企業などでの職務経験が5年以上ある者（うち「土木工事の設計、施工管理に係る職務経験が5年以上ある者」と「建築物の設計、工事監理、施工管理などに係る職務経験が5年以上ある者」を各1人）

▼ 申し込み手続き方法

① 持参または郵送

郵送の場合は、町発行の採用試験申込用紙に必要事項を記入し、受験票返信用として82円切手を貼った封筒（宛先、郵便番号を明記）を同封し、「甲佐町職員採用試験申込」と朱書きして簡易書留郵便で送付してください。※持参の場合は、町総務課窓口へ提出してください。

② インターネット（電子申請）

町公式ウェブサイト（電子申請）「インターネット操作方法」をよく読んで申し込んでください。

▼ 申し込み受付期間

7月29日（月）～8月16日（金）

※郵送の場合は、8月16日（金）消印有効です。

※インターネットの場合は、8月16日（金）午後5時までに正常に到達したものを受け付けます。

※インターネットの場合は、8月16日（金）午後5時までに正常に到達したものを受け付けます。

※インターネットの場合は、8月16日（金）午後5時までに正常に到達したものを受け付けます。

※インターネットの場合は、8月16日（金）午後5時までに正常に到達したものを受け付けます。

▼ 試験日時および試験会場

・ 第1次試験

9月22日（日）午前8時30分集合

県立御船高等学校

※試験結果は、10月中旬に合格者・不合格者ともに通知するほか、町役場に掲示します。

※試験結果は、10月中旬に合格者・不合格者ともに通知するほか、町役場に掲示します。

・ 第2次試験

10月下旬～11月上旬（予定）

町総務課 ☎ 096-234-1140(内線 221)

後期高齢者医療保険

「口腔健診で歯と口の健康を保ちましょう」

今年度も、後期高齢者医療制度加入者を対象とした「歯科口腔（こうくう）健診」を実施します。

身体の健康と同様に、口の中の健康を保つことはとても大切です。保たれていないと、虫歯や歯周病にかかるだけでなく口腔機能が低下して糖尿病や心臓病など全身の病気にかかりやすくなり、要介護状態になってしまう恐れがあります。

特に高齢になると、むせたり、のどにつかえたりすることが多くなり、口の中の細菌などが肺に入って、肺炎を起こすこともあります。毎年1回の「歯科口腔健診」で、

歯と口の健康を保ちましょう。

▼ 対象者

後期高齢者医療保険の加入者 ※老人ホームに入所されている方や6カ月以上病院に入院されている方、ほかの公共事業で同じ歯科健診を受診された方は対象になりません。

▼ 実施期間

令和元年8月1日（木）～12月31日（火）

▼ 実施場所

町が契約している歯科医院（受診券と併せて送付します）

▼ 自己負担額

400円

▼ 健診項目

問診、歯・入れ歯の状況、かみ合わせ、口腔内の状況、飲み込む機能など

問診、歯・入れ歯の状況、かみ合わせ、口腔内の状況、飲み込む機能など

▼ 受診方法

① 7月中に郵送する後期高齢者医療被保険者証と併せて、受診券と実施場所の歯科医院一覧を同封してお送りします。

② 受診券が届いたら、受診を希望する歯科医院を予約してください。

③ 予約した歯科医院で、受診券と被保険者証をご準備の上、受診してください。

受診の申し込みは町住民生活課まで

をう 診よ 健し 口腔 健診 歯科 受診



受診の申し込みは町住民生活課まで

町住民生活課 ☎ 096-234-1113(内線 105)

国民健康保険

国民健康保険
被保険者証の更新について



詳しくは町住民生活課へお尋ねください

負担金割合（今まで高齢受給者証に記載されていた内容）が記載されており、70歳の誕生日の属する月の翌月1日（ただし1日生まれの方は当日）から使用できます。自己負担割合は、所得区分が「一般」「区分Ⅱ」「区分Ⅰ」の場合が2割、「現役並み所得者」の場合が3割です。

所得区分

自己負担限度額の所得区分は、世帯主および被保険者の前年の所得などに応じて決定されます。

■現在の国民健康保険被保険者証の有効期限は7月31日です
現在お持ちの国民健康保険被保険者証の有効期限は7月31日（水）です（短期証を除きます）。新しい被保険者証は、世帯主あての簡易書留郵便にてお送りします。

■国民健康保険被保険者証と高齢受給者証が一体化します

70歳から74歳までの被保険者の方には、国民健康保険被保険者証と高齢受給者証をそれぞれ交付していましたが、今回の更新から「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」1枚となります。

一体化した被保険者証には、病院や薬局などを受診する際の一部

世帯主および国民健康保険被保険者が住民税非課税で、医療費の自己負担割合が2割の人
 ・「区分Ⅱ」（低所得者Ⅱ）
 世帯主および国民健康保険被保険者が住民税非課税で、低所得者Ⅰ以外の人
 ・「区分Ⅰ」（低所得者Ⅰ）
 世帯主および国民健康保険被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費などを控除したときに0円となる人

町住民生活課 ☎ 096-234-1113(内線 105)

国民年金

■「納付免除・納付猶予制度」をご存知ですか

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、保険料の納付が「免除」または「猶予」となる制度があります。免除・猶予を受けることで年金受給権（老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族年金）が確保できます。

①免除（全額・一部免除）申請
 本人・配偶者・世帯主各々の前年所得（過去年度分については、その前年所得）が一定額以下の場合や失業などの理由がある場合、申請により全額または一部免除となる場合があります。
 ※一部免除の場合、納付すべき保険料を納付しないと一部免除が無効になります。

②納付猶予申請
 50歳未満の方で、本人・配偶者各々の前年所得が一定額以下の場合、納付が猶予されます。

③退職（失業）による特例申請
 退職（失業）された方の前年の所得額を0円として審査されます。

■免除申請方法と免除期間

今年度の申請受付は、7月から開始され令和元年7月分から令和2年6月分までの期間を対象とします。また、過去期間については、申請書を提出した日から2年1ヵ月前までになります。

なお、全額免除または納付猶予の承認を受けた方が翌年度以降も引き続き免除・納付猶予の承認を希望される場合は、申請時に継続の申し出をされると、翌年度以降の申請は不要です。

ただし、失業による特例の申請の場合は、翌年度も申請が必要です。

▼準備するもの

- ・年金手帳、印かん
- ※失業による申請の場合、離職票または雇用保険受給資格者証

▼お問い合わせ先

熊本東年金事務所
 ☎ 096-367-8144



詳しくは町住民生活課へお尋ねください

町住民生活課 ☎ 096-234-1113(内線 104)